

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、市民税に係る規定の一部を改正するもの。

改正内容

1 個人市民税

- (1) 特定一般用医薬品等の購入費に対する医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直し（附則第8条）（令和4年1月1日施行）
適用期限を令和9年度まで5年延長する。

セルフメディケーション税制：健康の維持増進及び疾病の予防への取組みを行っている者が、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を購入した際に所得控除を受けられる制度。

- (2) 寄附金税額控除（第21条の2）（令和4年1月1日施行）

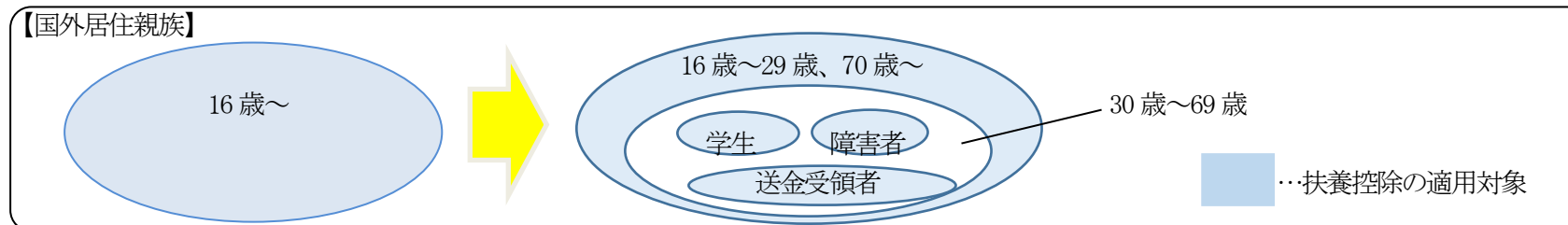
個人が特定公益増進法人に対して行った寄附金のうち、出資目的寄附金について、税額控除の対象から除外する。

特定公益増進法人：公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの。

出資目的寄附金：寄附金の使途を出資業務に限定して特定公益増進法人が募集した寄附金や、出資業務に使途を指定して個人が行った寄附金

- (3) 個人の市民税の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直し（第15条、附則第7条）（令和6年1月1日施行）

令和2年度の扶養控除改正に伴い、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則扶養控除の対象外とする。



2 法人市民税（公布の日施行）

条ずれ、文言整理等所要の改正を行う。

3 国民健康保険税（公布の日施行）

- (1) 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者の保険税の減免について令和2年度に引き続き実施する。

- (2) 改正内容

- 令和3年度分の保険税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限が設定されているものを対象とする。
- 令和2年度末に国保資格取得したことにより令和3年4月以後に納期限が到来するものも対象とする。